

平成28、29年度鳥取県後期高齢者医療保険料率について

平成28年2月18日に開催された鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、下記のとおり平成28、29年度の保険料率が決定しました。

1 平成28、29年度の保険料率

○保険料の所得割率 100分の8.07

○保険料の均等割額 42,480円

○保険料の賦課限度額 570,000円

※平成26、27年度と変更ありません。

2 平成28年度における保険料負担軽減について

①均等割額の軽減（※下線部分が、平成27年度との相違点です。）

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等 （世帯主と被保険者により判定）	軽減後 均等割額
9割	【基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】の世帯	4,248円
8.5割	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	【基礎控除額(33万円)+ <u>26万5千円</u> ×世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割	【基礎控除額(33万円)+ <u>48万円</u> ×世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円

②所得割額の軽減（※変更なし）

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額）が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。（年金収入のみの場合、年金収入の額が211万円以下の方）

③被扶養者であった方の軽減（※変更なし）

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。